

8 今後のごみ処分手数料について

有料化の手引きによると、効果のある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しをごみ処理基本計画の見直しと併せて概ね5年に1度の頻度で見直しを行うこととされています。したがって、次回のごみ処理計画策定時を目途にごみ処分手数料の見直しを検討するためにも、本計画において策定したごみ処分手数料の効果を点検・評価していくことが重要となります。なお、現行のごみ処分手数料と改定（案）後のごみ処分手数料を図表6-5-15に示します。

◆図表 6-5-15 現行のごみ処分手数料とごみ処分手数料の改定案

ごみ処分手数料_改定前	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L）935円/20枚 中（30L）620円/20枚 小（20L）425円/20枚	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ：50円/10kg 粗大ごみ及び事業系ごみ：100円/10kg ※10kg未満は10kgとする。
↓	
ごみ処分手数料_改定後	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L） 965 円/20枚（現行価格+30円/20枚） 中（30L） 680 円/20枚（現行価格+60円/20枚） 小（20L） 485 円/20枚（現行価格+60円/20枚）	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ： 75 円/10kg（現行価格+25円/10kg） 事業系ごみ： 150 円/10kg（現行価格+50円/10kg） ※10kg未満は10kgとする。

6-6 目標達成時のごみ排出量及び処理・処分量

1 目標達成時のごみ排出量

(1) 和泊町の目標達成時のごみ排出量

目標：一人一日あたりのごみ排出量 848g/人・日

「6-4 (3) 本圏域の減量化目標値」にて、令和9年度における和泊町の一人一日あたりのごみ排出量の目標値を848g/人・日としました。

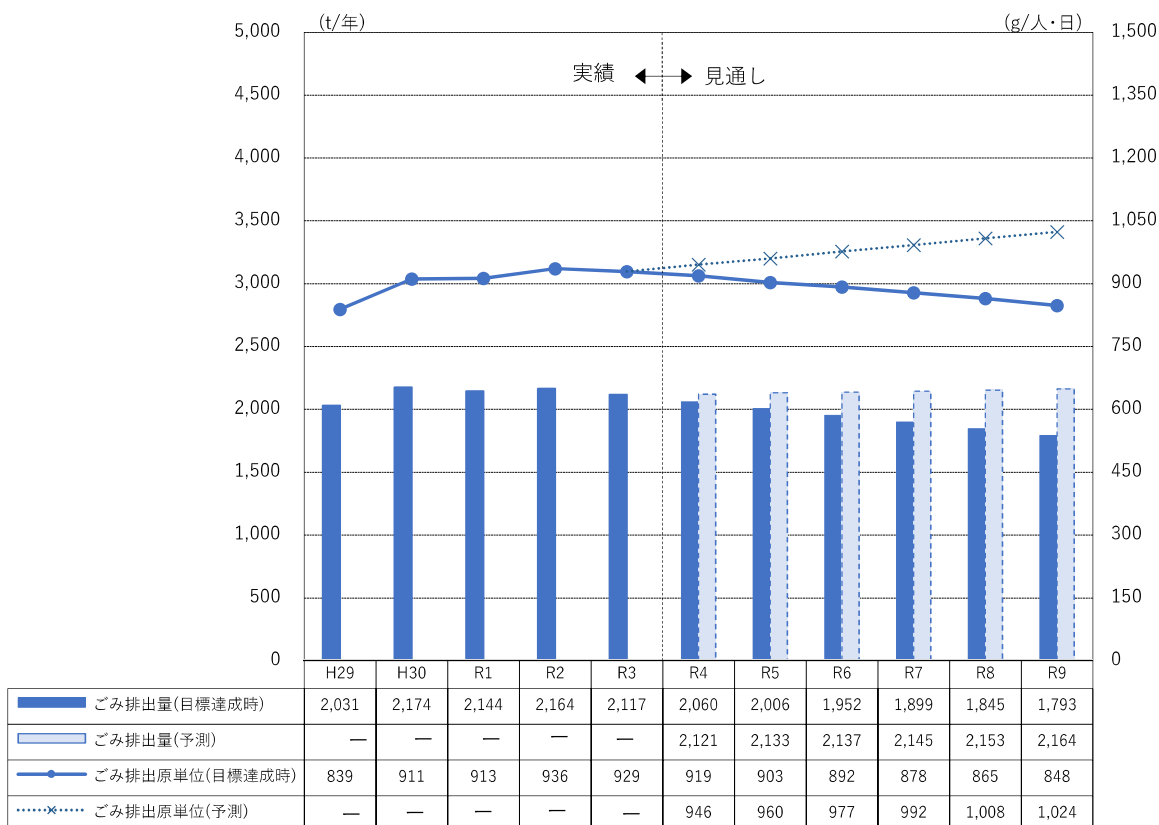
和泊町のごみ排出原単位の目標（848g/人・日）を達成した場合のごみ排出量は図表6-6-1~4に示すように、令和9年度に1,793t/年になることが見込まれます。

◆図表 6-6-1 和泊町の目標達成時のごみ排出量

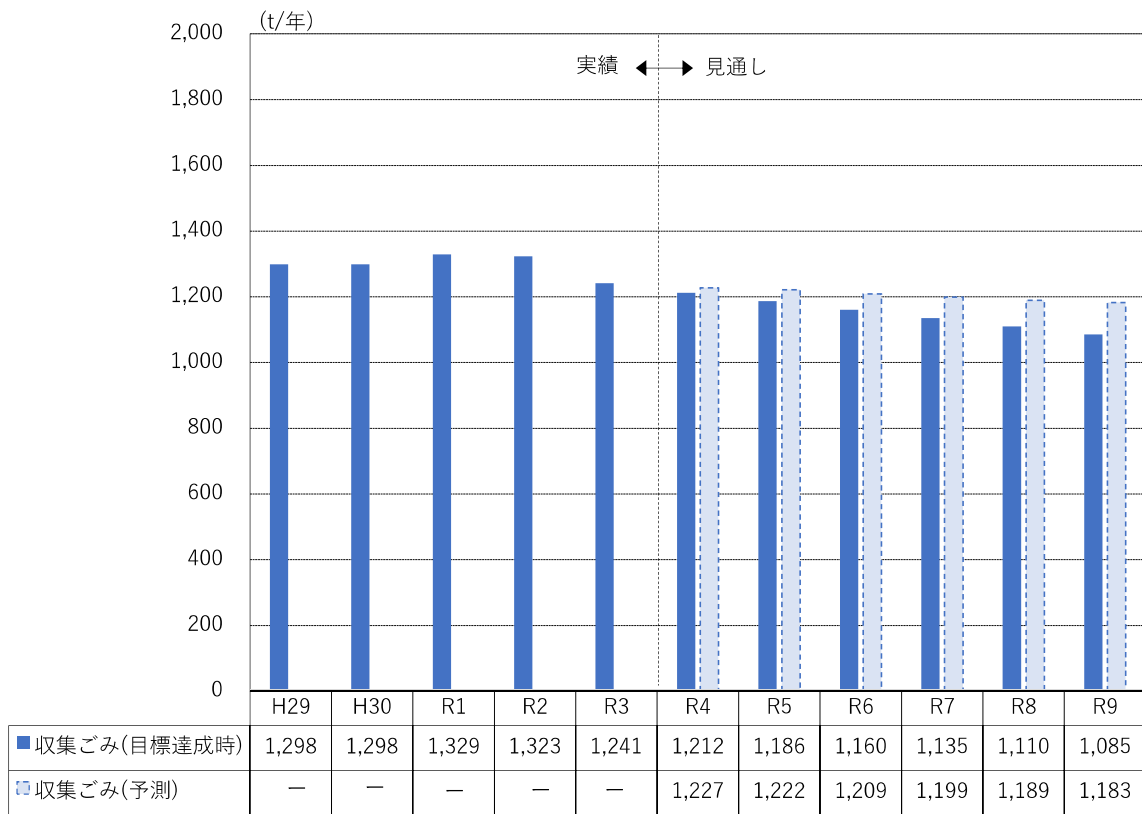
項目	令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
	実績値	予測値	
人口（人）	6,216	5,775	5,775
ごみ排出原単位（g/人・日）	929	1,024	848
ごみ排出量（t/年）	2,117	2,164	1,793
収集ごみ（t/年）	1,241	1,183	1,085
直接搬入ごみ（t/年）	876	981	708

※端数処理により合計値が合致しない箇所があります。

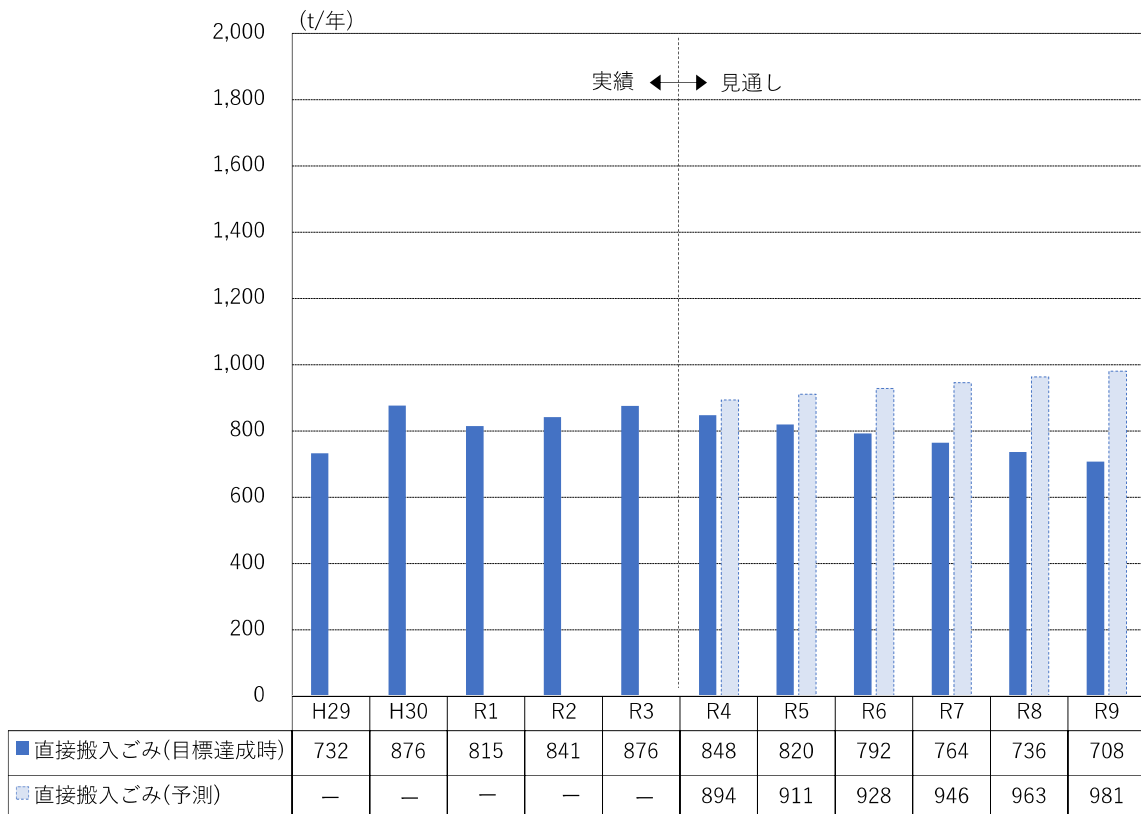
◆図表 6-6-2 和泊町の目標達成時のごみ排出量の推移



◆図表 6-6-3 和泊町の目標達成時の収集ごみ排出量の推移



◆図表 6-6-4 和泊町の目標達成時の直接搬入ごみ排出量の推移



(2) 知名町の目標達成時のごみ排出量

目標：一人一日あたりのごみ排出量 836g/人・日

「6-4 (3) 本圏域の減量化目標値」にて、令和9年度における知名町の一人一日あたりのごみ排出量の目標値を836g/人・日としました。

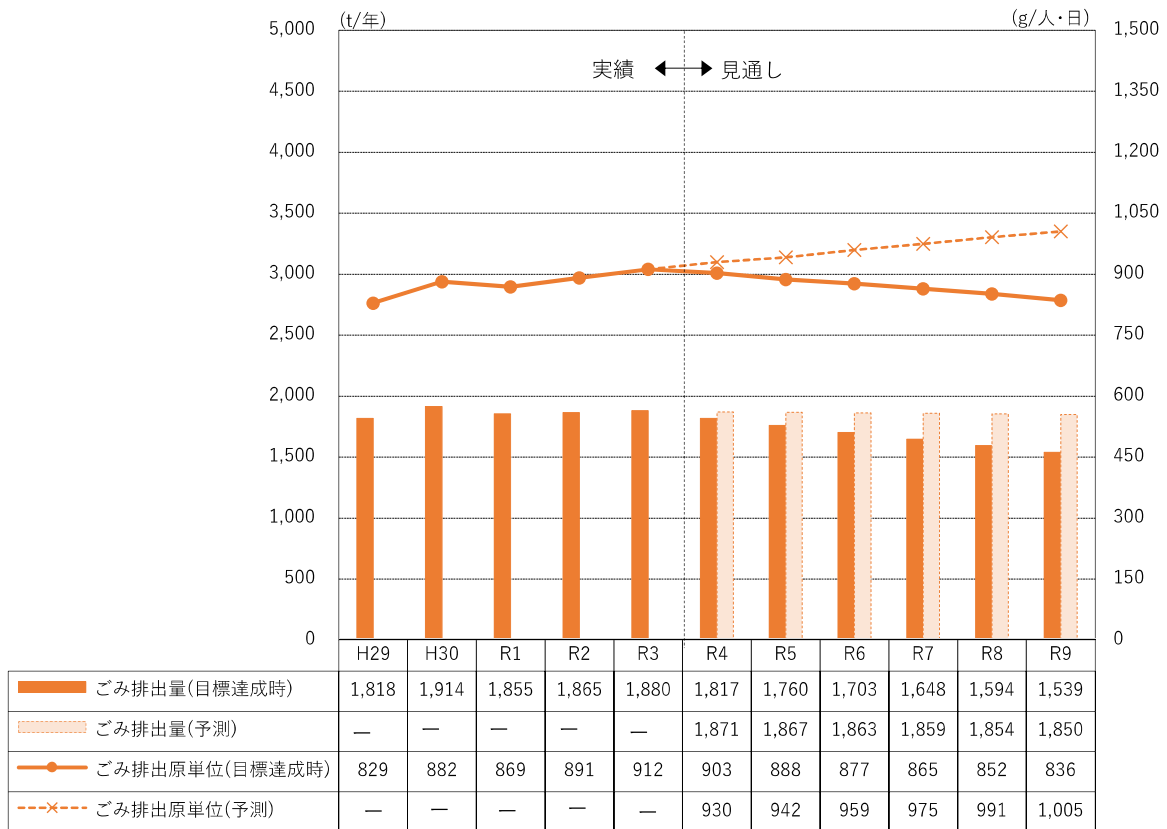
知名町のごみ排出原単位の目標（836g/人・日）を達成した場合のごみ排出量は図表6-6-5～8に示すように、令和9年度に1,539t/年になることが見込まれます。

◆図表 6-6-5 知名町の目標達成時のごみ排出量

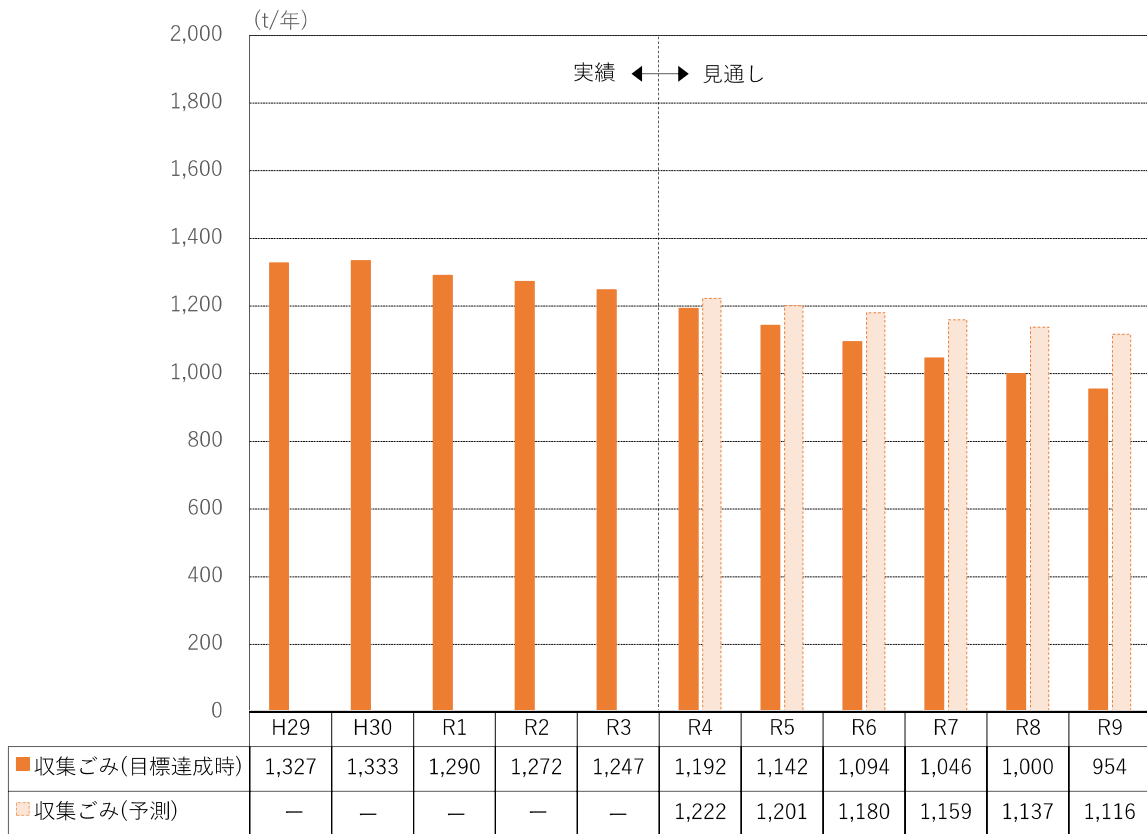
項目	令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
	実績値	予測値	
人口（人）	5,611	5,028	5,028
ごみ排出原単位（g/人・日）	912	1,005	836
ごみ排出量（t/年）	1,879	1,850	1,539
収集ごみ（t/年）	1,247	1,116	954
直接搬入ごみ（t/年）	632	734	585

※端数処理により合計値が合致しない箇所があります。

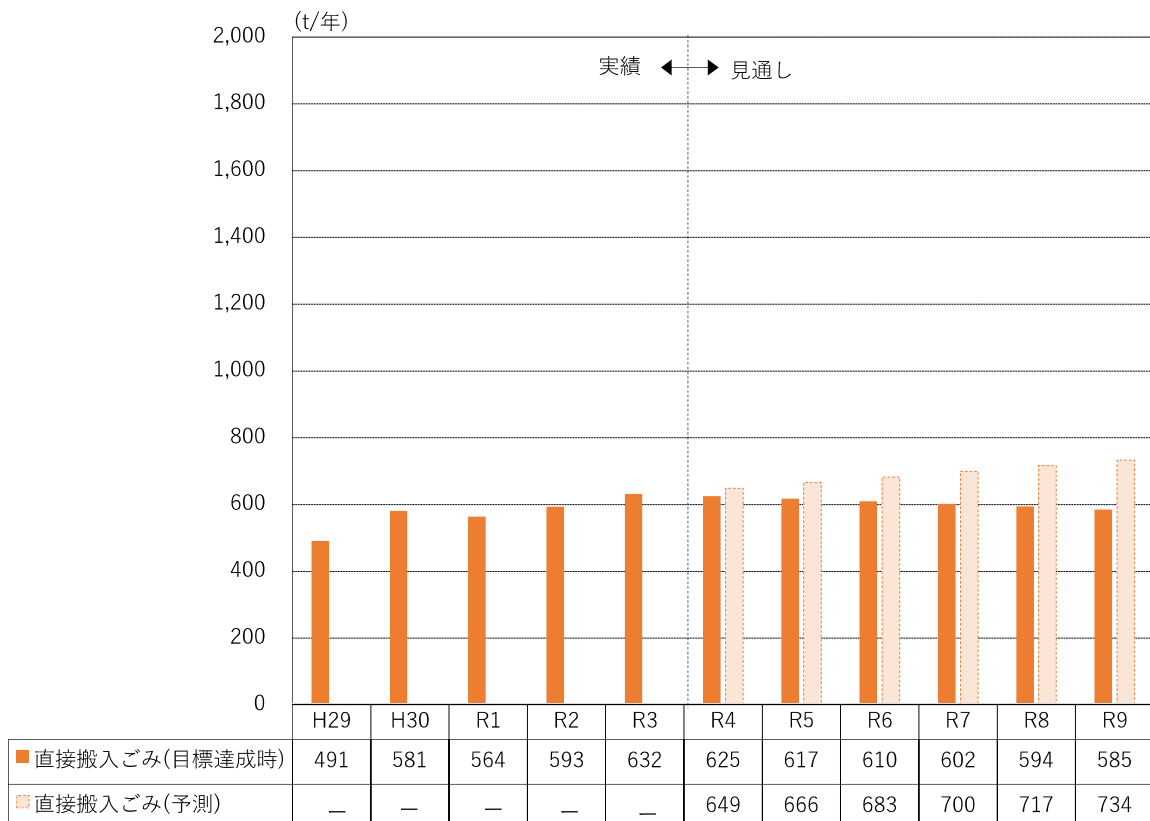
◆図表 6-6-6 知名町の目標達成時のごみ排出量の推移



◆図表 6-6-7 知名町の目標達成時の収集ごみ排出量の推移



◆図表 6-6-8 知名町の目標達成時の直接搬入ごみ排出量の推移



(3) 本圏域の目標達成時のごみ排出量

「6-4 (3) 本圏域の減量化目標値」にて、令和9年度における本圏域の一人一日あたりのごみ排出量の目標値を842g/人・日としました。

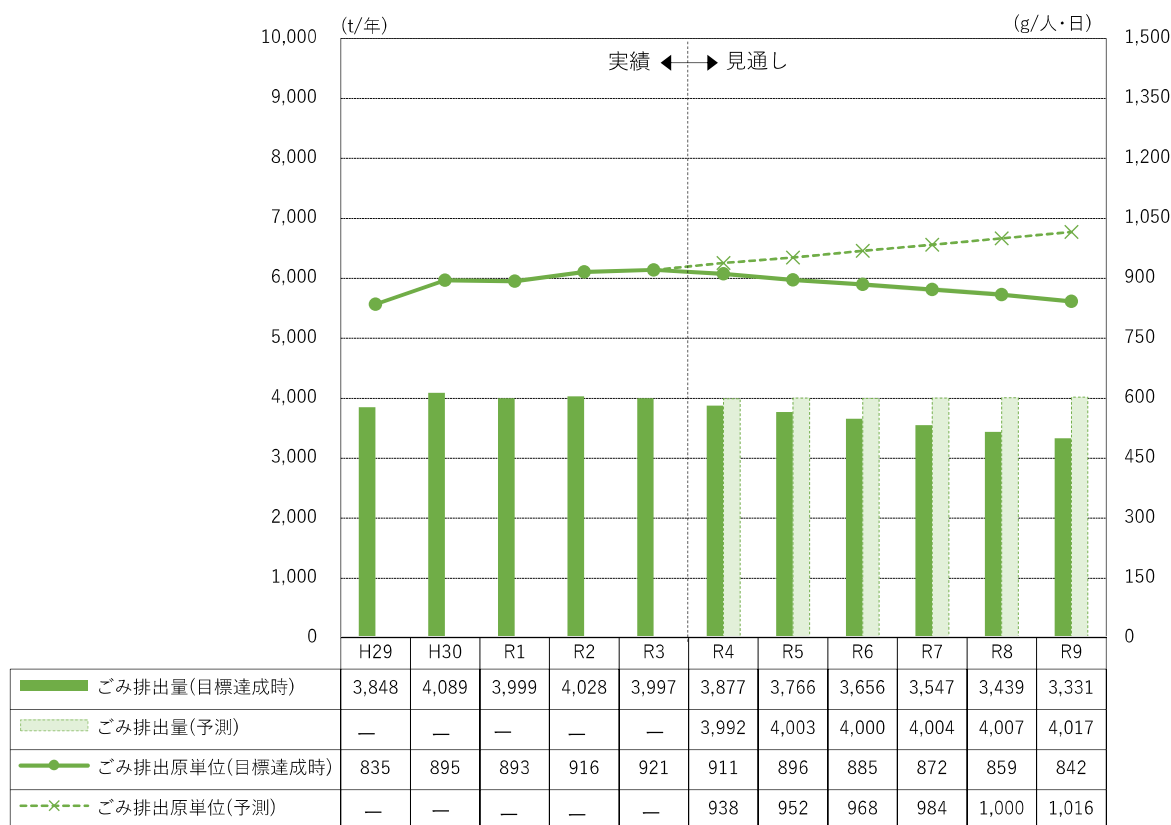
和泊町及び知名町がごみ排出原単位の目標を達成した場合のごみ排出量は図表6-6-9～12に示すように、令和9年度に3,331t/年になることが見込まれます。

◆図表 6-6-9 本圏域の目標達成時のごみ排出量

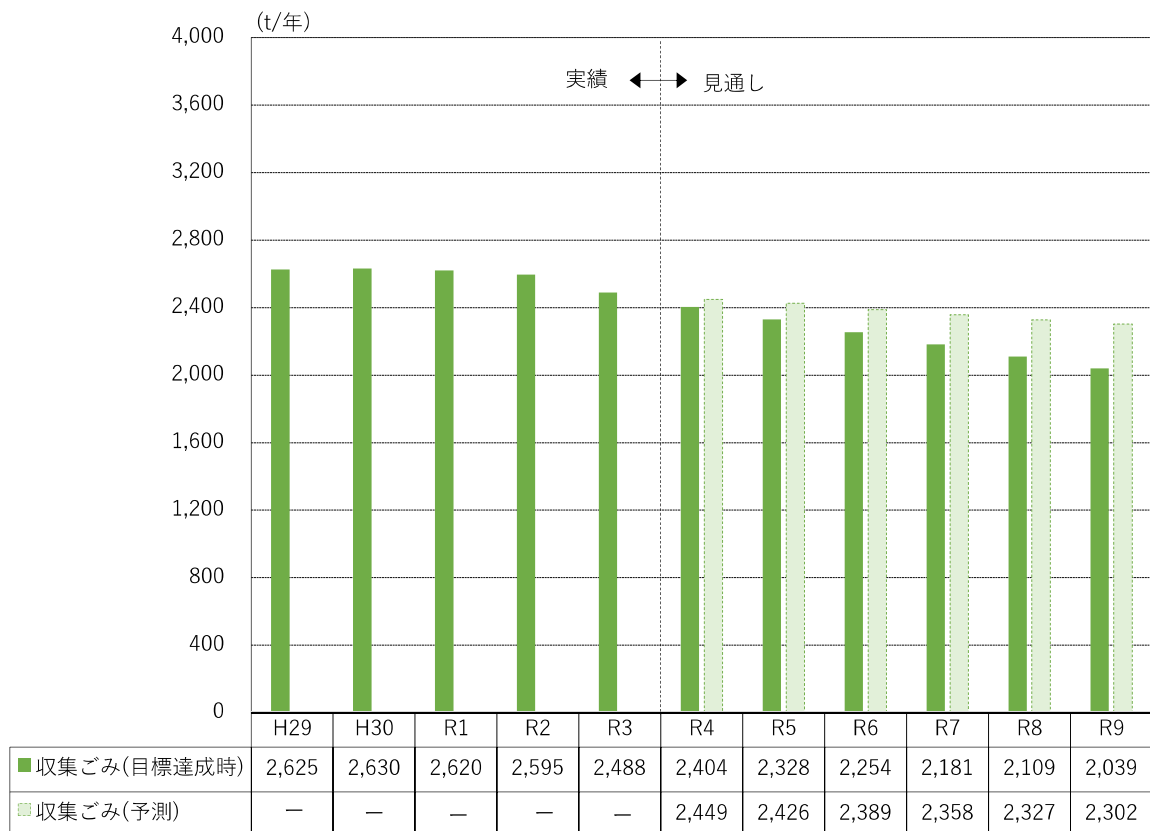
項目	令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
	実績値	予測値	
人口(人)	11,827	10,803	10,803
ごみ排出原単位(g/人・日)	921	1,016	842
ごみ排出量(t/年)	3,997	4,017	3,331
収集ごみ(t/年)	2,488	2,302	2,039
直接搬入ごみ(t/年)	1,508	1,714	1,292

※端数処理により合計値が合致しない箇所があります。

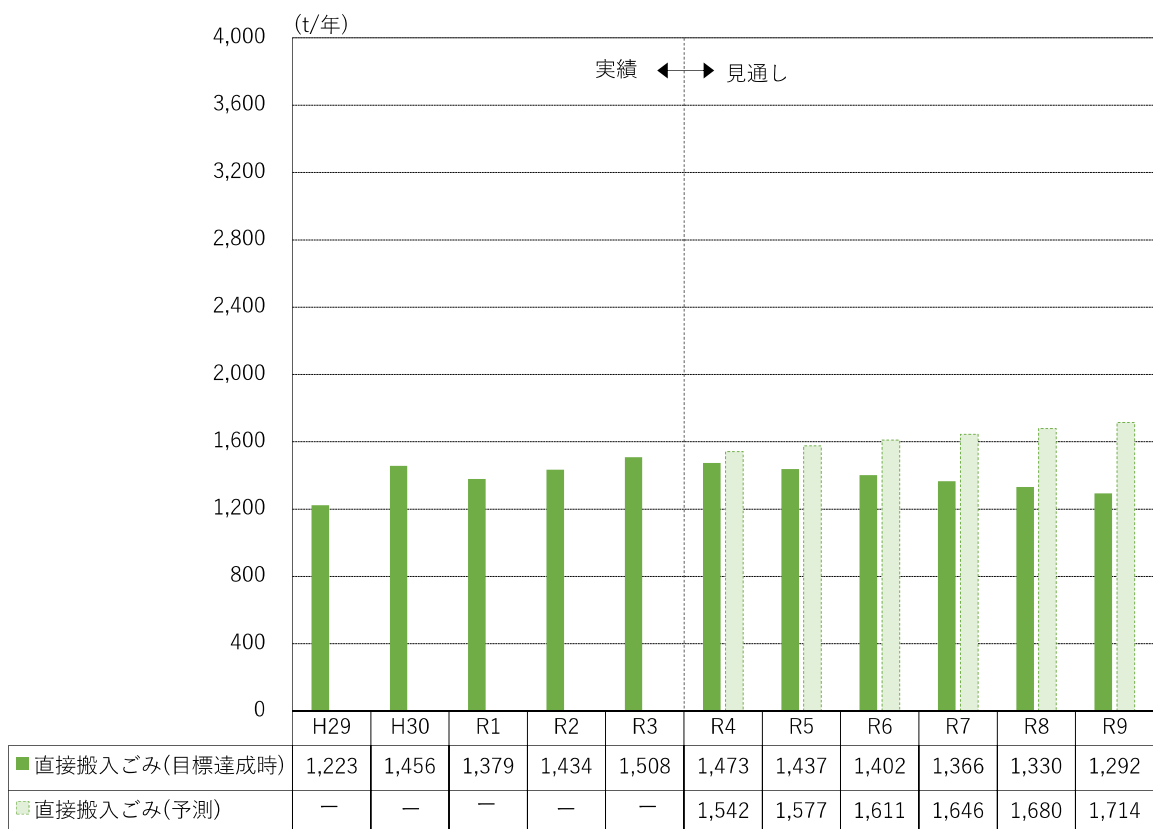
◆図表 6-6-10 本圏域の目標達成時のごみ排出量の推移



◆図表 6-6-11 本圏域の目標達成時の収集ごみ排出量の推移



◆図表 6-6-12 本圏域の目標達成時の直接搬入ごみ排出量の推移



2 目標達成時の中間処理量

本圏域の計画目標年度となる令和9年度における目標達成時のごみ焼却施設の焼却処理量は2,925t/年、粗大ごみ処理施設における破碎・選別・圧縮処理量は476t/年が見込まれます。また、ごみ焼却施設からの埋立処分量は246t/年、粗大ごみ処理施設等からの資源化量は500t/年が見込まれます。

◆図表 6-6-7 目標達成時の中間処理量

項目			令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
			実績値	予測値	
ごみ排出量			3,997	4,017	3,331
沖永良部 クリーン センター 処理量	ごみ焼却施設	焼却処理 ①	3,589	3,527	2,925
		燃えるごみ ②	3,583	3,521	2,921
		粗大ごみ処理施設・可燃物 ③	6	6	4
	粗大ごみ処理施設・ ストックヤード	破碎・選別・圧縮 ④	607	574	476
		燃えないごみ ⑤	253	240	200
		空きビン ⑥	211	191	156
		ペットボトル・発泡スチロール ⑦	4	4	3
		粗大ごみ ⑧	77	77	64
		ダンボール ⑨	62	62	52
沖永良部 クリーン センター 搬出量	ごみ焼却施設	埋立処分 ⑩	298	297	246
		焼却灰 ⑪	223	223	184
		飛灰の固化物 ⑫	75	74	62
	粗大ごみ処理施設・ ストックヤード	資源化 ⑬	505	502	500
		アルミ ⑭	45	44	39
		スチール ⑮	76	76	71
		その他・金属類 ⑯	182	182	186
		ペットボトル ⑰	53	53	46
		ビン（無色） ⑱	26	25	30
		ビン（茶色） ⑲	43	42	51
		ビン（その他） ⑳	18	17	24
		ダンボール ㉑	62	63	52
		焼却処理 ㉒	6	6	6
		可燃物 ㉓	6	6	6
		埋立処分 ㉔	122	108	90
不燃物残渣 ㉕	122	108	90		

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

3 目標達成時の処理・処分率

本計画において掲げた目標を達成すると、本圏域のごみ排出量は計画目標年度の令和9年度で16.7%削減となり、資源化量は1.0%減少することが見込まれます。

また、現在の焼却残渣の発生率を維持することにより、計画目標年度の令和9年度における焼却によるごみ減量化率は18.6%、最終処分量を17%削減することで、最終処分率は10.5%となることを見込まれます。

◆図表 6-6-8 目標達成時の処理・処分率

単位：t/年

項目	令和3年度 実績値	令和9年度 (計画目標年度)			
		予測値	目標値	減量化	
				R9目標-R3実績	減量化率
ごみ排出量 ①	3,997	4,017	3,331	▲ 666	▲ 16.7%
焼却による減量化量 (③-⑥)	3,291	3,230	2,679	▲ 612	▲ 18.6%
ごみ焼却施設 (焼却処理) ③	3,589	3,527	2,925	▲ 664	▲ 18.5%
燃えるごみ ④	3,583	3,521	2,921	▲ 662	▲ 18.5%
粗大ごみ処理施設・可燃物 ⑤	6	6	4	▲ 2	▲ 33.3%
ごみ焼却施設 (埋立処分) ⑥	298	297	246	▲ 52	▲ 17.4%
焼却灰 ⑦	223	223	184	▲ 39	▲ 17.5%
飛灰の固化物 ⑧	75	74	62	▲ 13	▲ 17.3%
資源化量 ⑨	505	502	500	▲ 5	-1.0%
粗大ごみ処理施設・ ストックヤード					
アルミ ⑩	45	44	39	▲ 6	▲ 13.3%
スチール ⑪	76	76	71	▲ 5	-6.6%
その他・金属類 ⑫	182	182	186	4	2.2%
ペットボトル ⑬	53	53	46	▲ 7	▲ 13.2%
ビン (無色) ⑭	26	25	30	4	15.4%
ビン (茶色) ⑮	43	42	51	8	18.6%
ビン (その他) ⑯	18	17	24	6	33.3%
ダンボール ⑰	62	63	52	▲ 10	▲ 16.1%
最終処分量 ⑱	420	404	349	▲ 71	▲ 17.0%
ごみ焼却施設					
焼却灰 ⑲	223	223	185	▲ 38	▲ 17.0%
飛灰の固化物 ⑳	75	73	63	▲ 12	▲ 16.0%
粗大ごみ処理施設					
不燃物残渣 ㉑	122	108	101	▲ 21	▲ 17.2%
焼却による減量化量 ㉒	82.4%	80.4%	80.4%	—	—
再生利用率・リサイクル率 ㉓	12.7%	12.5%	15.0%	—	—
最終処分率 ㉔	10.5%	10.1%	10.5%	—	—

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

6-7 排出抑制及び資源化向上に向けた方策

1 町民の役割

町民に対してはごみを排出する当事者としての意識を持ち、自ら発生・排出抑制に努めることができるよう、本組合、和泊町及び知名町が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策に対する協力の呼び掛け及び啓発を積極的に行います。（方策案の**太字箇所**は本計画から新たに追加した事項となります。）

◆図表 6-7-1 町民の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案（その1）

1 資源等分別回収の促進

- 販売店等で引き取り可能なものは極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行います。
- リユースびんについては販売店等に戻すようにします。
- 和泊町及び知名町が実施するごみ分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を徹底します。
- **商品購入の際に、詰め替え用の商品を選択するような啓発をしていきます。**

2 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

- 計画的に食品を購入し、消費期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなど残さず食べるようにします。
- 生ごみは極力水切りをしてからごみ出しを行います。
- 外食における適量な注文や30・10（さんまる・いちまる）運動^{※1}など食べ残しの削減等により事業者が排出する食品廃棄物の排出抑制に協力します。

3 容器包装廃棄物の排出抑制

- マイバッグを持参し、レジ袋などのごみを減らすよう努めます。また、贈答品等も簡易包装のものを選ぶよう配慮します。
- **プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略ではワンウェイプラスチック^{※2}の使用削減や資源化についてのスケジュールの全体像が示されており、今後はワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を進めていきます。**

4 使い捨て製品の使用抑制に関すること

- 使い捨て製品の使用を抑制します。また、出来るだけ物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけます。

※1：30・10運動：会食や宴会等において、乾杯後の「30分間」とお開き前の「10分間」は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす長野県松本市発祥の運動

※2：ワンウェイプラスチック：通常、一度使用した後にその役目を終える使い捨てのプラスチック

◆図表 6-7-1 町民の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案（その2）

5 再生品・不用品の再使用

- トイレトペーパーなどの日用品は再生品を使用するように努めます。
- 地域で開催されるフリーマーケットなど（各町のホームページや広報を積極的に活用）を活用し、いらなくなったものは必要とする人に譲るなど、ものを長く大切に使う習慣をつけます。
- 令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定され、2030年までにプラスチックの再生利用（再生素材の利用）を増強することが示されたことにより、バイオマスプラスチックの導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取り組みについて啓発していきます。

6 環境学習への取り組み

- 本圏域のごみ処理の現状やごみ減量化・資源化に関する取り組みについて、要望に応じて出張講座を開催します。
- 本圏域で開催される各種のイベント等あらゆる機会を通じ、町民に環境問題に対して興味を持ってもらうとともに、現在のライフスタイルの見直し環境問題への積極的な取り組みについて啓発していきます。

7 不法投棄対策等の強化及び情報ネットワークの構築

- 不法投棄対策として各町の広報誌やホームページによる啓発を行う他、警察等の関連機関と連携し、パトロールなどを実施していきます。
- 不法投棄を発見した場合は、本圏域内で情報共有を行うなどの方針を設けます。
- 上記のようなまちづくりを実現していくために、町民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築を進めていきます。

8 在宅医療廃棄物への対応

- 在宅医療に係る医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物のうち、感染性の廃棄物や注射針などの受入及び処理・処分について、和泊町及び知名町と方針を定め、各家庭で医療機関を通じて処理する等、具体的な処分方法等について各町民に対して啓発していきます。

9 適正分別の推進

- ごみの分別の徹底を図るために「ごみ分別の手引き」や「カレンダー」等を配布し、啓発を強化することで再資源化を推進していきます。

◆図表 6-7-1 町民の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案（その3）

10 資源ごみ回収活動への補助金の導入

- ごみの資源化施策の一環として、資源ごみ回収活動実施団体が「紙類・ビン類・缶類」の回収を行った際に、回収量に応じた奨励金を交付する取り組み（下表は補助金の一例）があり、本圏域においても導入を検討します。

項目	補助金の額
紙類	1kg当たり5円
ビン類	1本当たり5円
缶類	1kg当たり5円

11 ごみ処分手数料の改定

- ごみ処分手数料を値上げすることによりごみの排出抑制が期待できます。実際に、ごみ処分手数料の有料化を導入した他市町村においては、ごみの減量化の事例があることに加え、環境システム研究論文集第39巻「ごみ減量効果に寄与するごみ有料化施策の制度設計要因分析」（2011）によると、可燃ごみ指定袋1円/Lあたりのごみ減量効果は45.1g/人・日であると発表されています。また、袋種類を4種類以上設定することや15L以下の小さい指定袋を設定することによる減量効果が示唆されています。そのため、以下のようにごみ処分手数料の改定を検討します。

ごみ処分手数料__改定前	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L）935円/20枚 中（30L）620円/20枚 小（20L）425円/20枚	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ：50円/10kg 粗大ごみ及び事業系ごみ：100円/10kg ※10kg未満は10kgとする。

↓

ごみ処分手数料__改定後	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L） 965 円/20枚（現行価格+30円/20枚） 中（30L） 680 円/20枚（現行価格+60円/20枚） 小（20L） 485 円/20枚（現行価格+60円/20枚）	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ： 75 円/10kg（現行価格+25円/10kg） 事業系ごみ： 150 円/10kg（現行価格+50円/10kg） ※10kg未満は10kgとする。

2 事業者の役割

事業者に対してはその事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・資源化に努めることができるよう、本組合、和泊町及び知名町が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策への協力を要請していきます。

◆図表 6-7-2 事業者の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案

1 ごみ排出事業に関すること

- 事業活動に伴って発生するごみは事業所内での発生・排出抑制及び資源化に努めます。
- 多量のごみを排出する事業所は「事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画」を作成・実行していきます。また、従業員に対してごみの排出抑制・資源化に関する意識の高揚を図っていきます。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。
- 食品リサイクル法、容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法等に基づきリサイクルを推進します。

2 製造事業者に関すること

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。
- 有効期限が出来るだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めます。
- 宣伝広告を通じて消費者にごみの排出抑制・資源化の意識高揚を行います。

3 流通事業者・販売事業者に関すること

- 過剰包装を行わず、適正包装の促進と開発を行っていきます。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努めます。
- 消費者にマイバッグ持参を呼び掛けます。
- 消費者へ再生品の利用を推奨していきます。
- 食品小売業や外食産業においては、食品が廃棄物にならないような仕入れ・販売方法の工夫や食べ残しの削減などに積極的に取り組みます。

3 組合の役割

本組合は和泊町及び知名町と協力し、町民や事業者が排出したごみを適切に処理できる体制を整えるとともに、更なるごみの減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成に努めます。

6-8 分別収集及び再生利用の促進

和泊町及び知名町の今後の分別区分は現在の分別区分を維持するものとしませんが、今後は更なる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向けては、分別区分の見直し等の検討を行っていく必要があります。また、和泊町及び知名町の第6次総合振興計画及び「ゼロカーボンアイランド構想」の中で検討することとします。なお、環境省の示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改定）では、図表6-8-1に示すように標準的な分別区分を類型Ⅰ～Ⅲとしており、分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあっては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあっては類型Ⅱを、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村にあっては、類型Ⅲを分別収集区分の見直しの際の目安とするものとしています。

和泊町及び知名町の分別区分は図表6-8-1に示すように、環境省の示す標準的な分別区分の類型Ⅰにあてはまるため、類型Ⅱや類型Ⅲを目安にして適宜見直し等の検討を行っていくことが重要となりますが、実際に類型Ⅱや類型Ⅲの分別区分へ移行するとなると、ごみの排出者である町民の理解や協力、分別収集方法及び収集後の処理方法等の各種問題の解決が必要不可欠となります。

本節では、現状の分別区分を確認するとともに、一例として和泊町及び知名町の分別区分を類型Ⅱにした場合を示します。現状の和泊町及び知名町の分別区分は図表6-8-2に、類型Ⅱにした場合を図表6-8-3に示します。なお、類型Ⅰから類型Ⅱに移行した際に分別区分が変更となる対象物を太字にしています。

類型Ⅱにした場合、現状区分から大きく変更となる点が3つあり、燃えるごみの対象物となっているシャンプー容器のボトル類等がプラスチック製容器包装に区分される点、燃えるごみの対象物である紙箱や包装紙などが紙製容器包装に区分される点、燃えないごみの対象となっている小型の電化製品が小型家電に区分される点が挙げられます。なお、発泡スチロール容器や発泡スチロール製皿（トレイ）などの発泡スチロールは既に分別されており、これらは類型Ⅱではプラスチック製容器包装に区分されるため、本圏域のごみ区分は既に類型Ⅱに近づいているといえます。今後は、町民の理解や協力、分別収集方法及び収集後の処理方法などの問題を総合的に勘案し、可能であれば現状の分別区分から段階的にでも分別収集を実施していくことが重要となります。

また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック製品廃棄物についても回収し、リサイクルする方針が示されました。このように、プラスチック製品等の排出抑制及び適正処理はより重要視されているため、本圏域においても上記で示した類型による分別に加え、更なる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向けた取り組みが必要不可欠となります。なお、プラスチック資源循環促進法における分別上の変更点であるプラスチック製容器包装廃棄物とプラスチック製品廃棄物には違いがあり、プラスチック製容器包装廃棄物はプラスチック製容器包装表示識別マークのついた容器のうち、中に商品が入っていたもののことを指します。一方、プラスチック製品廃棄物

は図表6-8-4に示すように、タッパーやポリバケツなどの商品そのものを指し、この一例に沿った分別に取り組んでいくことが重要となります。

◆図表 6-8-1 環境省の示す標準的な分別区分

類型	標準的な分別収集区分			現区分
類型Ⅰ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、 又は、一部又は全部の区分につ いて混合収集し、収集後に選別 する。	◎
		①-2 ガラスびん		◎
		①-3 ペットボトル		◎
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			◎
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			◎
	⑥ 燃やさないごみ			◎
	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			-
	⑧ 粗大ごみ			◎
類型Ⅱ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、 又は、一部又は全部の区分につ いて混合収集し、収集後に選別 する。（ただし、再生利用が困 難とならないよう混合収集する ものの組み合わせに留意するこ とが必要）	-
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	④ 小型家電			
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥ 燃やさないごみ				
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧ 粗大ごみ				
類型Ⅲ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、 又は、一部又は全部の区分につ いて混合収集し、収集後に選別 する。（ただし、再生利用が困 難とならないよう混合収集する ものの組み合わせに留意するこ とが必要）	-
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			
	④ 小型家電			
⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
⑥ 燃やさないごみ				
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧ 粗大ごみ				

※表中の◎は実施している分別区分です。

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改訂、環境省）

◆図表 6-8-2 和泊町及び知名町の分別区分（現状）

分別区分	主な対象物	収集方式	排出方法
燃えるごみ	生ごみ、雑誌、古本、新聞、衣類、毛布、クッション、枯葉、木切れ（長さ50cm以下）、 カセットテープ、シャンプー容器 、革、ゴム製品、ビニールパイプ（袋に入る長さ）、 プラスチック製容器 など	ステーション方式	有料指定袋
燃えないごみ	空き缶、ガラス、なべ、小型コンロ、ガスカートリッジ、包丁、その他袋に入る金属類、せともの、傘、 小型の電化製品 、電池、蛍光灯、電球、針金、 電話機 、ライターなど	ステーション方式	有料指定袋
空きビン	清涼飲料水、酢やポン酢などの調味料、酒などの瓶容器	ステーション方式	有料指定袋
ペットボトル	酒類、しょうゆ、みりん、麦茶、ジュースなどのペットボトル表示識別マークがある容器	ステーション方式	有料指定袋
発泡スチロール	発泡スチロール容器、発泡スチロール製皿（トレイ）など	ステーション方式	有料指定袋
粗大ごみ	家具類（金具ははずすこと）、事業系ダンボール、マットレス（スプリングははずすこと）、タタミ、自転車、一斗缶、ストーブ、 電気コタツ など	直接搬入	直接搬入

◆図表 6-8-3 和泊町及び知名町の分別区分（類型Ⅱの場合）

分別区分	主な対象物	収集方式	排出方法
燃えるごみ	生ごみ、雑誌、古本、新聞、衣類、毛布、クッション、枯葉、木切れ（長さ50cm以下）、カセットテープ、革、ゴム製品、ビニールパイプ（袋に入る長さ）など	ステーション方式	有料指定袋
燃えないごみ	空き缶、ガラス、なべ、小型コンロ、ガスカートリッジ、包丁、その他袋に入る金属類、せともの、傘、電池、蛍光灯、電球、針金、ライターなど	ステーション方式	有料指定袋
空きビン	清涼飲料水、酢やポン酢などの調味料、酒などの瓶容器	ステーション方式	有料指定袋
ペットボトル	酒類、しょうゆ、みりん、麦茶、ジュースなどのペットボトル表示識別マークがある容器	ステーション方式	有料指定袋
プラスチック製容器包装	レジ袋、ポリ袋、ラップ・フィルム類、 シャンプー容器 などのボトル類、カップめんのカップなどの容器、発泡スチロール容器、発泡スチロール製皿（トレイ）などの発泡スチロール類、果物用のネット、ボトルのキャップ類、その他プラスチック製容器包装表示識別マークがあるもの	ステーション方式	有料指定袋
紙製容器包装	紙箱、カップめんなどの紙容器、包装紙、ポテトチップスなどの缶、割りばしの袋、その他紙製容器包装表示識別マークがあるもの	ステーション方式	有料指定袋
小型家電	電話機、電気コタツ 、ドライヤー、コーヒーマーカー、トースター、アイロン、ゲーム機、デジカメなどの 小型の電化製品	ステーション方式	有料指定袋
粗大ごみ	家具類（金具ははずすこと）、事業系ダンボール、マットレス（スプリングははずすこと）、タタミ、自転車、一斗缶、ストーブなど	直接搬入	直接搬入

◆図表 6-8-4 プラスチック製品廃棄物の一例

品目	分別時の注意点
網戸の網	プラスチック製のものに限り ます。 50cm未満に切断したものに限り ます。
泡立て器	プラスチック製のものに限り ます。 柄の部分がプラスチック製であ ってもそれ以外の部分が金属製 などは除きます。
犬小屋	プラスチック製のものに限り ます。 50cm未満のものに限り ます。 洗浄され、汚れが付着してい ないものに限り ます。
うちわ	骨組みがプラスチック製のもの に限り ます。
おもちゃ	プラスチック製のものに限り ます。 ゴム製のもの は除 きます。 電気式及び電池式 のものは除 きます。 一部金属を使用 しているもので 安全に取り外 せる場合は出 来るだけ除 去 し ま す。
カセットテープのケース	
カセットテープのテープ	テープを50cm未満に切断した ものに限り ます。
ごみ箱	プラスチック製のものに限り ます。 50cm未満のものに限り ます。
指定収集袋	袋の中身が空であるものに 限り ます。
自転車のかご	プラスチック製のものに限り ます。 50cm未満のものに限り ます。
人工芝	50cm未満に切断されたものに 限り ます。 洗浄され、汚れが付着してい ないものに限り ます。
タッパー型保存容器	
突っ張り棒	棒部分がプラスチック製のもの に限り ます。 50cm未満のものに限り ます。
バケツ	プラスチック製のものに限り ます。
歯ブラシ	電動歯 ブラシは除 きます。
ハンガー	プラスチック製のものに限り ます。 フック部分が金属製のものも 含 み ま す。
ファイル	面版がプラスチック製のものに 限り ます。 一部金属を使用 しているもので 安全に取り外 せる場合は出 来るだけ除 去 し ま す。
プランター	プラスチック製のものに限り ます。 50cm未満のものに限り ます。 洗浄され、汚れが付着してい ないものに限り ます。
風呂のマット	プラスチック製のものに限り ます。 50cm未満のものに限り ます。 裏がゴム製の ものは除 きます。
ポウル（調理器具）	プラスチック製のものに限り ます。
ボールペン	本体がプラスチック製のものに 限り ます。 インクは使い切 るか芯を抜く 必要があり ま す。
ポリ容器（ポリタンク）	内容物が含まれていないこと。 洗浄され、汚れが付着してい ないものに限り ます。
ポンプ、空気入れ	プラスチック製のものに限り ます。

※太字箇所は本圏域におけるごみの分別区分にて分別の記載があるものです。

出典：「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月、環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

6-9 処理方法及び処理主体

1 収集・運搬計画

収集・運搬計画を以下に示します。

(1) 収集・運搬の実施主体

和泊町及び知名町それぞれで実施していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は本圏域全域とします。

(3) 収集・運搬量

施策実施後の令和9年度（目標年度）における収集・運搬計画量は2,039t/年と見込んでいます。

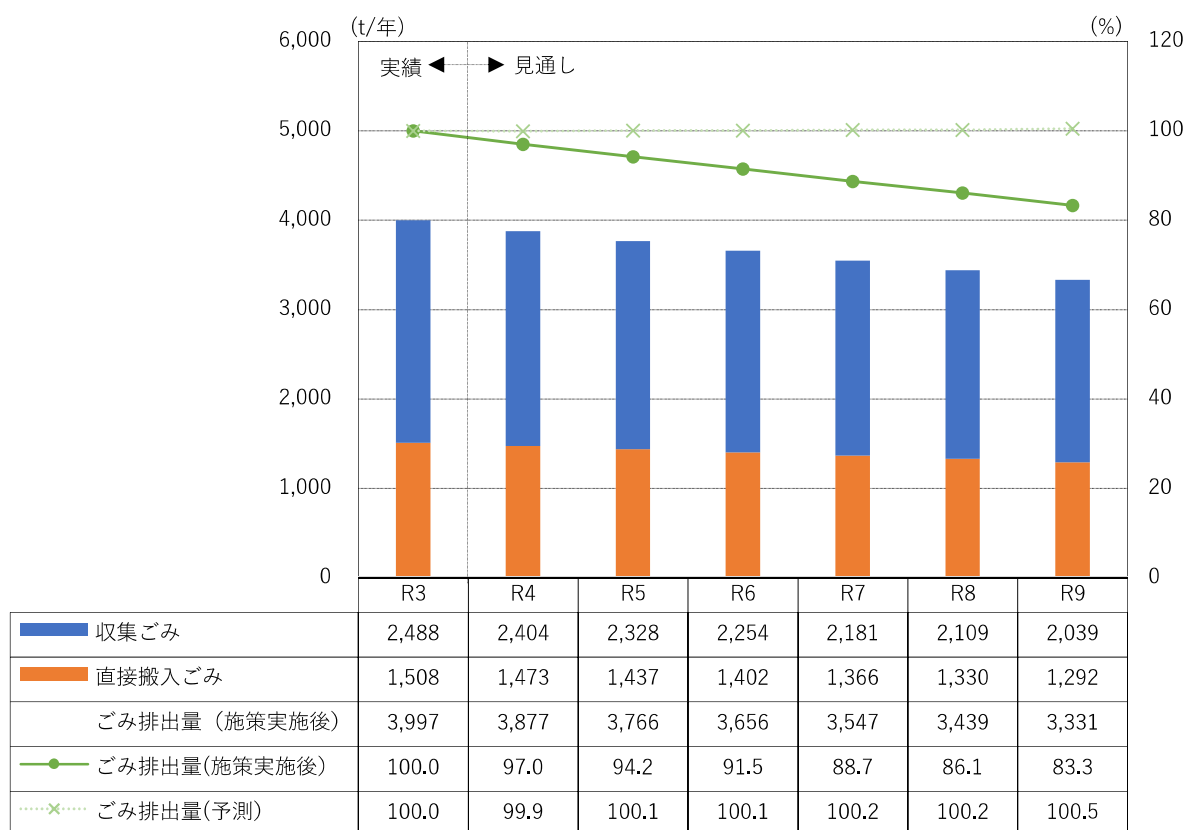
◆図表 6-9-1 収集・運搬計画量の見込み（施策実施後）

単位：t/年

項目	実績	見通し（施策実施後）						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
人口（人）	11,827	11,656	11,486	11,315	11,145	10,973	10,803	
収集 ごみ		2,488	2,404	2,328	2,254	2,181	2,109	2,039
	燃えるごみ	2,221	2,154	2,088	2,023	1,959	1,897	1,835
	燃えないごみ・空き缶・その他	125	119	114	110	106	102	98
	空きビン	90	84	80	76	72	68	65
	ペットボトル・発泡スチロール	51	48	46	45	44	42	41
直接 搬 入 ご み		1,508	1,473	1,437	1,402	1,366	1,330	1,292
	燃えるごみ	1,235	1,206	1,177	1,148	1,119	1,090	1,059
	燃えないごみ・空き缶・その他	128	127	125	124	122	121	120
	ペットボトル・発泡スチロール	9	9	8	8	8	8	7
	粗大ごみ	76	73	70	67	64	61	58
	ダンボール	60	58	56	54	53	51	49
ごみ排出量	3,997	3,877	3,766	3,656	3,547	3,439	3,331	

※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-9-2 収集・運搬計画量の見込みの推移と経年変化（施策実施後）



※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

※令和3年度を100%として算出

2 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

- 中間処理は、今後とも本組合の沖永良部クリーンセンター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤード）各施設において、適正に行っていきます。
- 町民への啓発活動を通じて、ごみの減容化を図っていきます。

(2) 中間処理の方法

ア ごみ焼却処理

燃えるごみは和泊町及び知名町の各町において、町民への啓発及び収集・運搬体制を適宜見直し、排出抑制に努めながら沖永良部クリーンセンターへのごみ焼却施設において処理を行っていきます。

イ 破碎・選別処理及び一時保管

燃えないごみ、粗大ごみ、ペットボトル、発泡スチロール、空きビン、ダンボールは和泊町及び知名町において排出抑制に努めながら沖永良部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において破碎・選別を行い、有価物を回収し、ストックヤードに一時保管した後、再生処理業者へ委託し、資源化を図っていきます。

(3) 中間処理量

施策実施後の令和9年度（目標年度）における中間処理量は2,925t/年と見込んでいます。

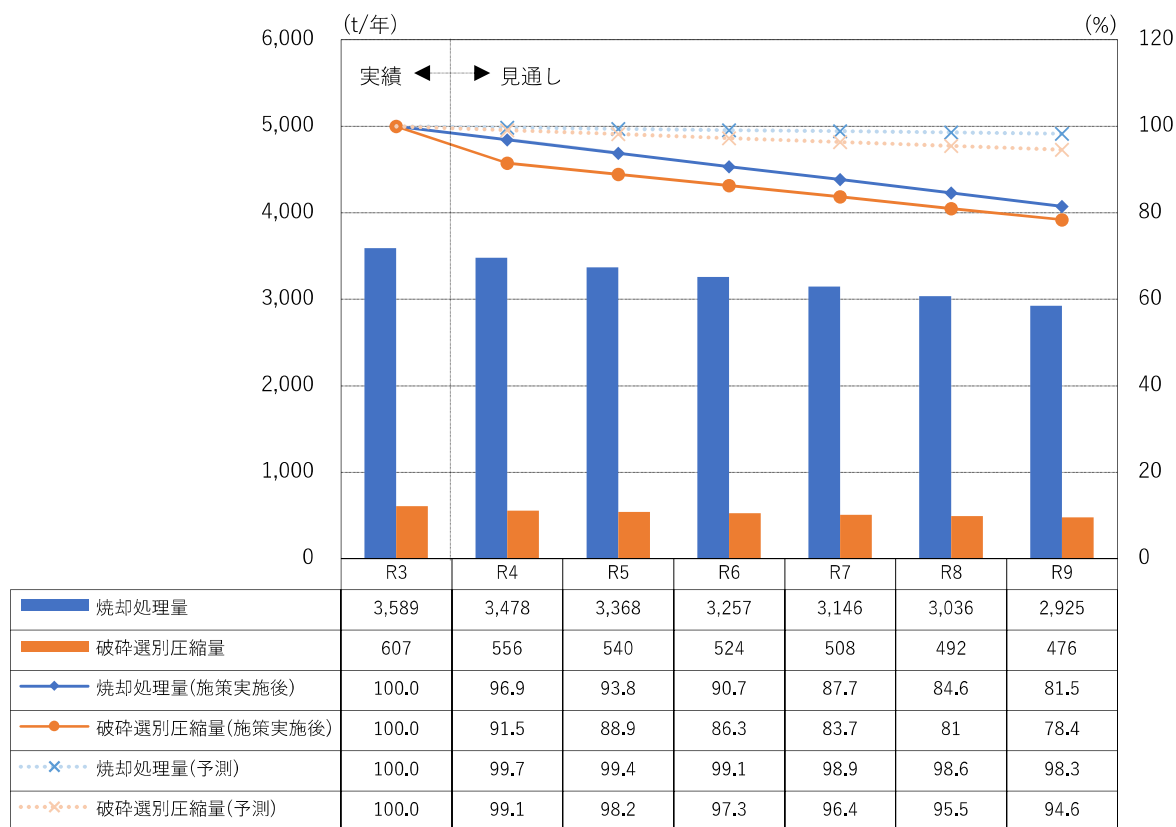
◆図表 6-9-3 中間処理量の見込み（施策実施後）

単位：t/年

項目		実績	見通し（施策実施後）					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
ごみ排出量		3,997	3,877	3,766	3,656	3,547	3,439	3,331
中間 処 理	焼却処理量	3,589	3,478	3,368	3,257	3,146	3,036	2,925
	燃えるごみ	3,583	3,473	3,362	3,252	3,142	3,032	2,921
	粗大ごみ処理施設・可燃物	6	6	5	5	5	5	4
	破碎・選別・圧縮処理量	607	556	540	524	508	492	476
	燃えないごみ	253	245	237	229	221	214	200
	空きビン	211	205	199	193	187	181	156
	ペットボトル・発泡スチロール	4	4	4	3	3	3	3
	粗大ごみ	77	75	73	71	69	68	64
	ダンボール	62	60	59	57	55	54	52

※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-9-4 中間処理量の見込みの推移と経年変化（施策実施後）



※令和3年度を100%として算出

3 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

- 町民、事業者への啓発活動を通じて、埋立物の減量化・減容化に努めます。
- 一般廃棄物最終処分場の延命化を図っていきます。

(2) 最終処分の方法

本圏域における最終処分の対象物は焼却灰、飛灰の固化物及び不燃物残渣であり、今後も沖永良部最終処分場へ搬入し、維持管理計画に沿った形で埋立処分をします。

また、埋立は全て中間処理後に行うものとします。

(3) 最終処分量

施策実施後の令和9年度（目標年度）における最終処分量は349t/年と見込んでいます。

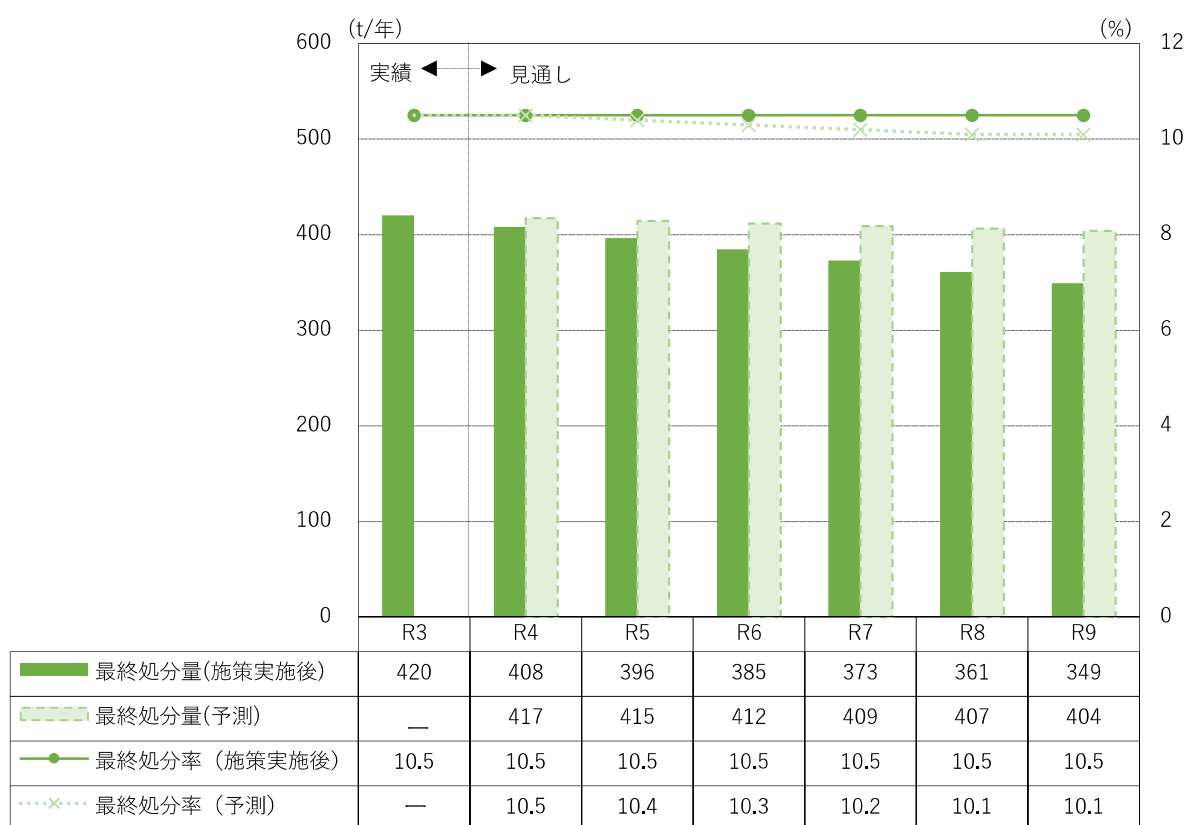
◆図表 6-9-5 最終処分量の見込み（施策実施後）

単位：t/年

項目	実績	見通し（施策実施後）						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
ごみ排出量	3,997	3,877	3,766	3,656	3,547	3,439	3,331	
最終処分量	420	408	396	385	373	361	349	
ごみ 焼却施設	焼却灰	223	217	210	204	198	192	185
	飛灰の固化物	75	73	71	69	67	65	63
粗大ごみ 処理施設	不燃物処残渣	122	119	115	112	108	105	101
最終処分率（%）	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	

※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-9-6 最終処分量の見込みの推移と経年変化（施策実施後）



※令和3年度を100%として算出

4 その他

（1）町民及び事業者の協力

町民及び事業者には環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となります。

今後、3者の協力体制を確立するためにも本計画を活用し、3者の役割を明確にするとともに周知していきます。

（2）災害対策

災害廃棄物は和泊町及び知名町の「地域防災計画」に基づき、鹿児島県や他市町村の動向を勘案しつつ、和泊町及び知名町と協力し災害廃棄物処理計画などの策定を検討していく必要があります。

また、大規模な震災や水害等の災害時には通常通りのごみ処理が困難となるとともに、大量の瓦礫等の廃棄物が発生することが予測されます。そのため、普段からごみ処理の広域的な連携体制を築いていくことが重要となります。

（3）不適正処理・不法投棄への対応方針

和泊町及び知名町とともに鹿児島県との連携を図りながら、町民及び事業者に対して適正処理への協力を呼び掛け、意識向上を図るとともに、土地所有者等への注意喚起、環境

美化に関する情報や活動の周知徹底及び監視指導員による監視・指導体制の強化などを図り、不法投棄の防止に努めていきます。

ア 特別管理一般廃棄物の取り扱い

PCBを含む家電製品や感染性一般廃棄物、ばいじんなどの特別管理一般廃棄物は廃棄物処理法に基づき、排出者責任の原則により事業者がその処理責任を負います。そのため、事業者は自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処分を委託しなければなりません。

イ 適正処理困難物の取り扱い

適正処理困難物は引き続き、製造・販売事業者による回収・引取を促進するとともに、各種リサイクル法などに示される適正処理が行われるよう和泊町及び知名町と協力して啓発を行っていきます。また、本圏域で処理できないごみは専門の処理事業者等による適正処理を行います。

◆図表 6-9-7 沖永良部クリーンセンターに持ち込み不可ごみ

項目	適正処理困難物	産業廃棄物
ごみの例	■タイヤ、バッテリー	■大量の鉄くず
	■LPガスタンク、消火器	■土、石、コンクリート等
	■オートバイ、自動車、ボイラー	■廃材、廃油、引火物
	■生木、青草、農産物の不用品	■農業用廃ビニール、使用済農薬容器
		■建設廃材、木くず ■金属くず、家畜の死体 ■その他、事業活動で生じた廃棄物 ※法令により事業者自身の処理責任

(令和4年4月1日現在)

